

# 令和3年分 青色申告者のための 貸借対照表作成の手引き

## 申告書・青色申告決算書は、国税庁ホームページで作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書や青色申告決算書などを画面の案内に沿って自動計算で作成することができます。

- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、生命保険料控除等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。
- ◆事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

また、印刷して郵送等により提出することもできます。  
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告



## 消費税の申告・納付もお忘れなく

- ◎ 基準期間（令和元年分）の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は消費税の課税事業者となり、令和3年分の消費税の申告・納付が必要です。
- ◎ 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和5年分の消費税の課税事業者になります。
- ※ 1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その年は課税事業者となります。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
- 2 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間をいいます。

この社会あなたの税がいきている

税 務 署



## 青色申告特別控除のあらまし

1 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内（還付申告の場合も翌年3月15日まで）に提出する場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円又は55万円を控除することができます。

なお、65万円の青色申告特別控除を適用するためには、①e-Taxによる申告（確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信）又は②電子帳簿保存を行うことが必要となります。

2 1の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（1の控除を受けないことを選択した人を含みます。）は、不動産所得、事業所得、山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

（注）青色申告特別控除額は、不動産所得、事業所得、山林所得から順次控除しますが、1の特別控除については、山林所得に適用されないほか、事業的規模でない不動産の貸付けによる不動産所得にも原則として適用されません（17ページのQ1及びQ2参照）。

◎ 青色申告についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にご相談ください。

また、税務署では、正規の簿記による記帳のしかたなどの指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

※ この手引きは、令和3年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。





※ 青色申告特別控除（65万円）の適用要件については、Ⅱ・Ⅲページをご参照ください。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

# 65 万円の青色申告特別控除

が受けられます

令和2年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳) 	貸借対照表と 損益計算書を添付 	期限内に申告(注1) 	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存 
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

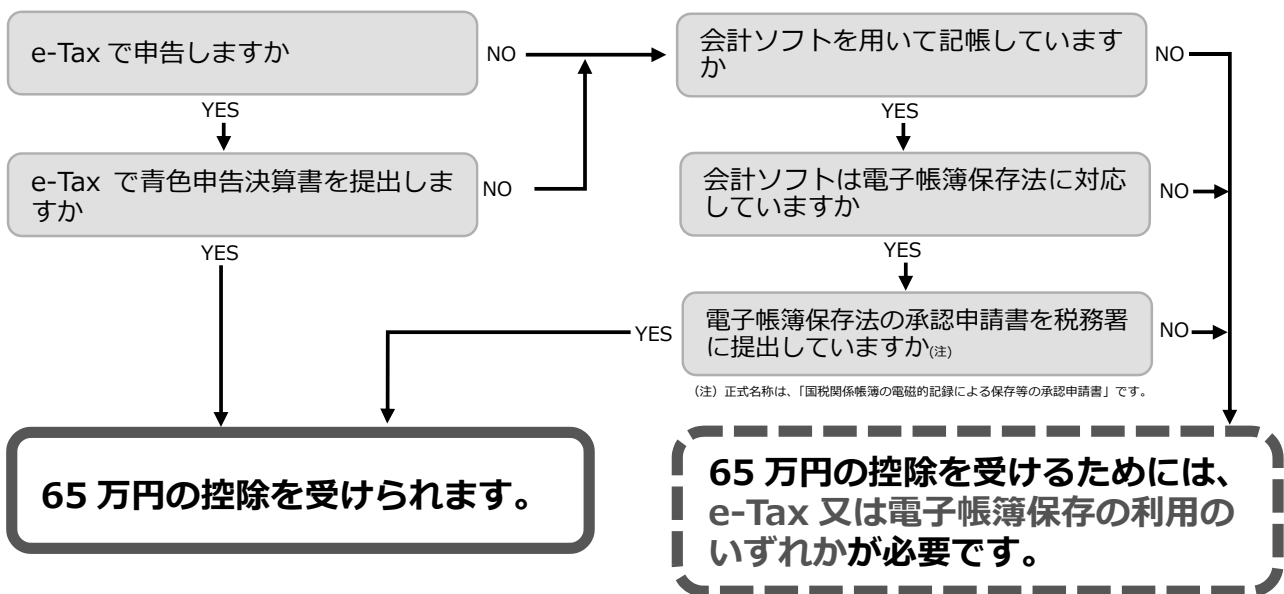
注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

## 記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からない方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

## 65万円の控除を受けられるかチェック！



詳細は裏面をご覧ください！



## 65万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

### ①e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で送信することもできます。

- ※ 1 e-Tax のご利用の流れについては、事前に e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の「個人でご利用の方」のページでご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は 65万円の控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

### ②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。  
そのため、**令和3年分の所得税確定申告**において65万円の控除を受けるためには、**令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。**

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

- ※ **令和4年分の所得税確定申告**から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

Q e-Tax

検索

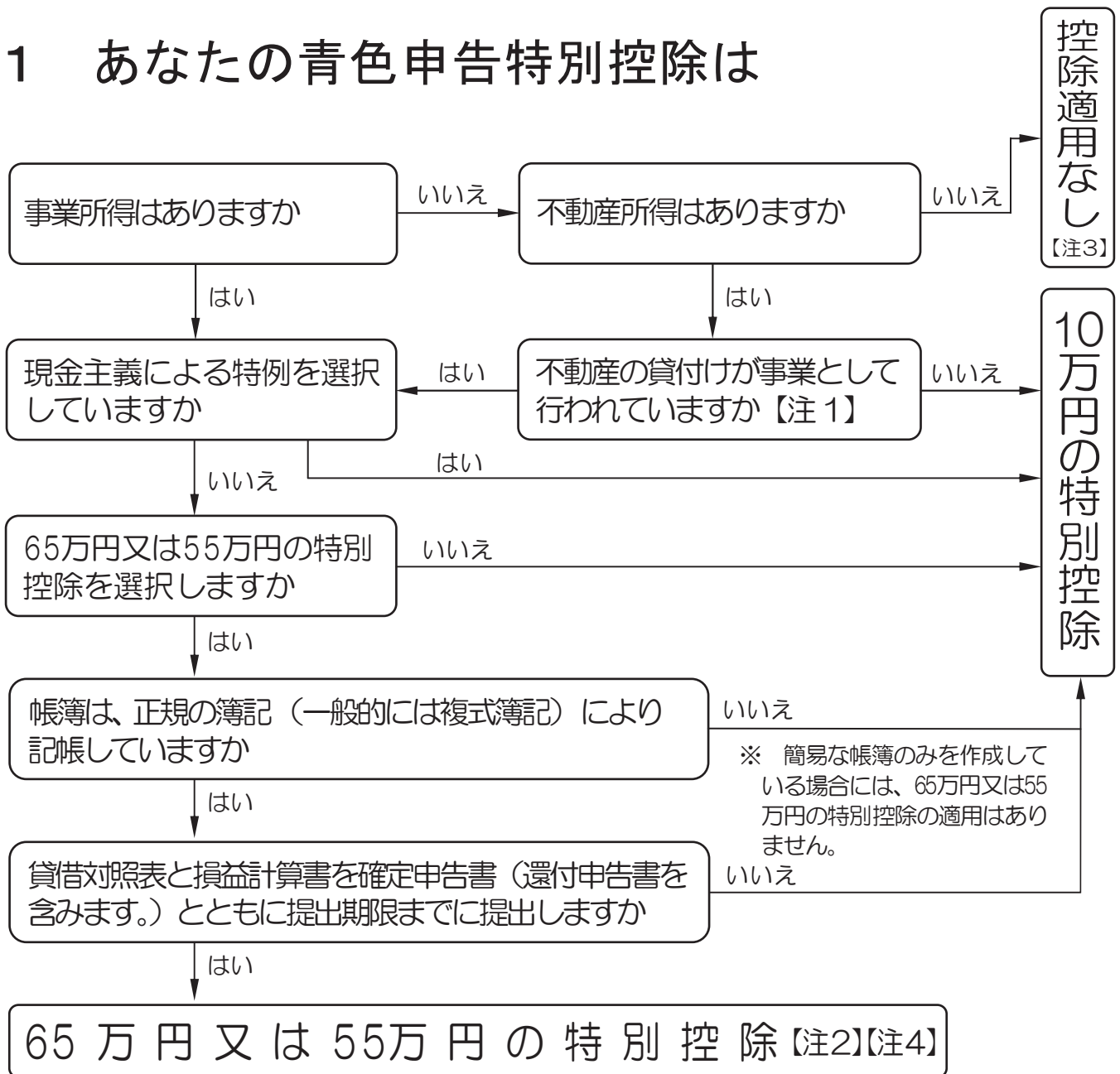
Q 国税庁 電子帳簿保存関係

検索

# 目次

1	あなたの青色申告特別控除は	1
2	記帳のしかたと青色申告特別控除との関係	2
3	正規の簿記とは	2
4	記帳開始の準備及び帳簿組織の決定	2
5	正規の簿記による帳簿組織の例示	3
	(1) 複式簿記による帳簿組織	3
	(2) 簡易帳簿に必要な帳簿を追加する帳簿組織	5
	(3) その他の複式簿記（伝票会計）	5
6	標準簡易帳簿をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳の方法	6
	(1) 現金出納帳	6
	(2) 売掛帳	7
	(3) 買掛帳	7
	(4) 経費帳	8
	(5) 固定資産台帳	9
	(6) 預金出納帳	9
	(7) 受取手形記入帳	10
	(8) 支払手形記入帳	10
	(9) 特定取引仕訳帳	10
	(10) 特定勘定元帳	11
	(11) 試算表の作成	14
	(12) 損益計算書・貸借対照表の作成	15
7	消費税及び地方消費税に関する事項の貸借対照表の記載方法	16
	(1) 税抜経理方式の場合	16
	(2) 税込経理方式の場合	16
8	青色申告特別控除Q & A	17
○	電子帳簿等保存制度について	19
○	消費税の軽減税率制度について	20

# 1 あなたの青色申告特別控除は



【注1】不動産の貸付けが事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で不動産の貸付けが行われているかどうかによって、実質的に判断します。

建物の貸付けについては、次に掲げる場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとして取り扱われます。

(1) 次に掲げる事実のいずれかに当てはまる場合

イ 貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上であること。

ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

(2) 賃貸料の収入の状況、貸付資産の管理の状況等からみて(1)のイ又はロの場合に準ずる事情があると認められる場合

【注2】青色申告特別控除額を差し引く前の事業所得（租税特別措置法第26条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

(1) 65万円又は55万円以下である場合……これらの黒字の金額の合計額

(2) 65万円又は55万円を超える場合……65万円又は55万円

【注3】山林所得がある場合は、最高10万円を控除することができます。

【注4】青色申告特別控除（65万円）の適用要件については、Ⅱ・Ⅲページをご参照ください。

## 2 記帳のしかたと青色申告特別控除との関係

青色申告特別控除には、10万円と65万円又は55万円の3種類の特別控除が設けられており、65万円又は55万円の特別控除を受けるためには「正規の簿記」の原則により作成された損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付し、確定申告書とその提出期限までに提出することが要件とされています。つまり、「正規の簿記」の原則による会計帳簿作成という原則的な記帳をしていることが、65万円又は55万円の特別控除適用の前提となります。

また、65万円の特別控除を受けるためには、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信すること又は電子帳簿保存を行うことが必要となります。詳しくは、Ⅱ・Ⅲページをご参照ください。

なお、「簡易帳簿（簡易な簿記）」を作成している場合には帳簿等から誘導して貸借対照表を作成できませんので、10万円の特別控除しか受けられないこととなります。

## 3 正規の簿記とは

いわゆる「正規の簿記」とは、「資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない」との規定に基づく記帳方法を称しています。したがって、「正規の簿記」とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式で、一般的には複式簿記をいいます。

## 4 記帳開始の準備及び帳簿組織の決定

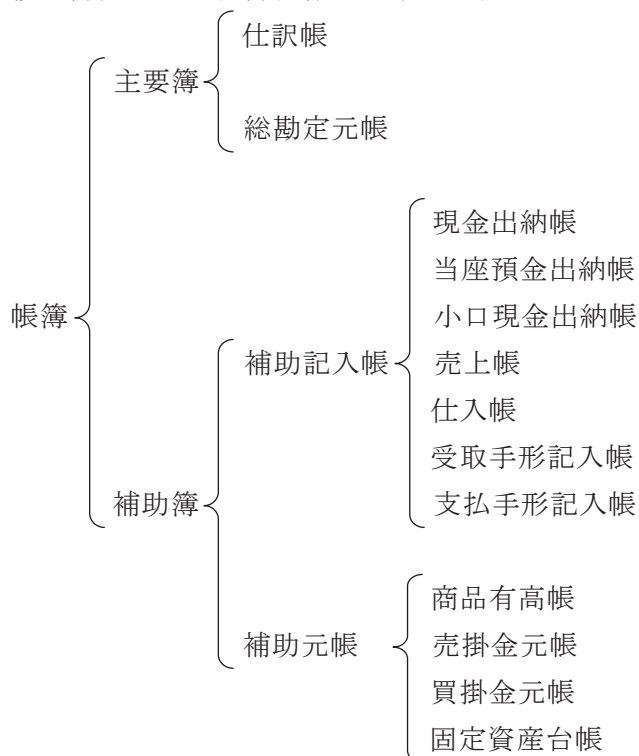
65万円又は55万円の特別控除を受けようとする場合には、確定申告書に損益計算書と貸借対照表を添付し、提出期限までに提出することが必要ですから、正規の簿記による記帳は各年の1月から始めることになります。

そのため、今後、正規の簿記の方法に切り替える場合には、各年の1月から事業用の財産とそれ以外とに区分して記帳するとともに、資産や負債の金額についても整理するなど、貸借対照表の作成を前提とした記帳等を行い、具体的にどのような帳簿組織や記帳等が必要になるかを検討して、ご自分の事業実態にあった帳簿組織等を決めることが必要です。

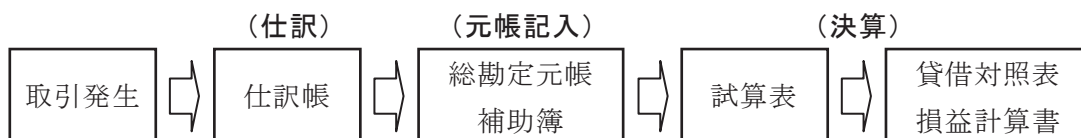
# 5 正規の簿記による帳簿組織の例示

## (1) 複式簿記による帳簿組織

複式簿記による帳簿組織の基本的な例



記帳等の流れについては、次のとおりです。



### ○ 仕訳帳

仕訳帳は、全ての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引の年月日、勘定科目、金額等を記載します。

### ○ 総勘定元帳

総勘定元帳は、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに取引の年月日、相手勘定科目及び金額を記載します。

#### 【仕訳の役割】

帳簿の記帳は、仕訳から始まります。

事業活動によって発生する取引は、必ず資産、負債、資本（元入金）、収益及び費用のいずれかに分類されます。

仕訳は、生じた取引をどこの勘定科目に振り分けるかを定める役割を果たします。

【仕訳帳と総勘定元帳の記載例】

(取引例)

- 11/ 1 商品の食料品300,000円及び日用品200,000円を売り上げ、食料品代300,000円は現金で受け取り、日用品代200,000円は売掛けとした。
- 11/ 2 現金200,000円を当座預金に預け入れた。
- 11/25 12月分の店舗賃借料180,000円が当座預金から引き落とされた。

○ 仕訳帳 (※は軽減税率対象)

令和〇年 月 日		摘 要	丁 数	借 方	貸 方
11	1	諸口 (現金) (売掛金)  (売上：食料品) ※ (売上：日用品)	1	300,000	
			4	200,000	
			3		300,000
			3		200,000
	2	(当座預金)	2	200,000	
		(現金)	1		200,000
	25	(地代家賃)	5	180,000	
		(当座預金)	2		180,000

○ 総勘定元帳 (※は軽減税率対象)

現 金		1		当 座 預 金		2	
11/1 前月繰越	175,000	11/2 当座預金	200,000	11/1 前月繰越	630,000	11/25 地代家賃	180,000
1 売上※	300,000			2 現金	200,000		
<hr/>				<hr/>			
売 上		3		売 掛 金		4	
		11/1 前月繰越	8,795,000	11/1 前月繰越	450,000		
		1 諸口	500,000	1 売上	200,000		
		(内 ※ 300,000)					
<hr/>				<hr/>			
地 代 家 賃		5					
11/1 前月繰越	1,800,000						
25 当座預金	180,000						

【借方と貸方】

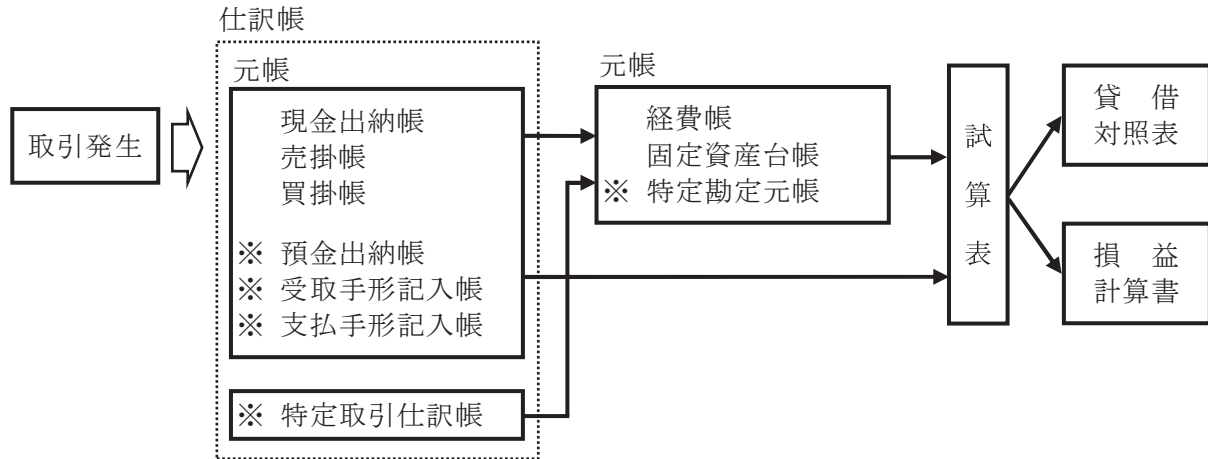
借方(左側)、貸方(右側)という用語に慣れないうちは、例えば次のように理解します。

資 産		負 債		資 本 (元入金)	
借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
= 増加	= 減少	= 減少	= 増加	= 減少	= 増加
費 用		収 益			
借方	貸方	借方	貸方		
= 発生	= 取消	= 取消	= 発生		

## (2) 簡易帳簿に必要な帳簿を追加する帳簿組織

従来簡易帳簿に慣れてきた方がその帳簿をそのまま使用して貸借対照表を作成できるような帳簿組織にするために、新たに「債権債務等記入帳」等を備え付けて全ての取引を整然と記録する方法がありますが、この方法も正規の簿記の原則に従った記帳となっています。

記帳等の流れを図で示すと次のとおりです。



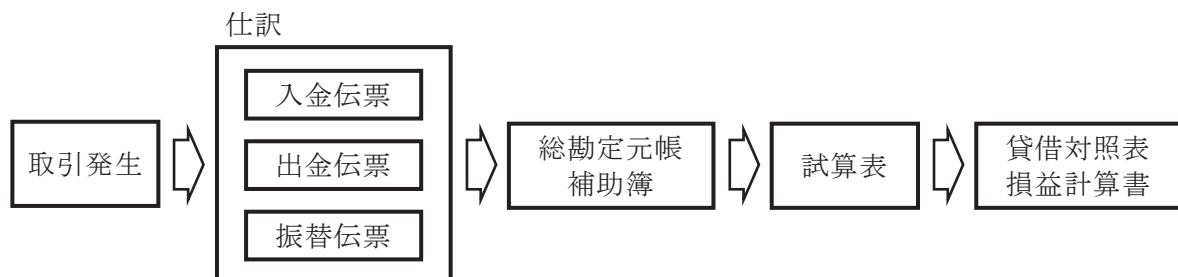
- (注) 1 ※印を付した帳簿が従来の標準簡易帳簿に追加された帳簿（「債権債務等記入帳」）です。
- 2 この帳簿組織においては、点線内の帳簿に仕訳帳及び元帳としての機能を持たせることとし、記帳に当たっては、「摘要」欄に相手方の勘定科目を記載するとともに、現金、売掛金、買掛金、預金、受取手形及び支払手形の期末残高については、試算表へ直接転記します。

## (3) その他の複式簿記（伝票会計）

仕訳帳や総勘定元帳は必ずしも単一のものである必要はありませんので、現金出納帳や売上帳、仕入帳等を特殊仕訳帳として使用することもできますし、売掛帳や買掛帳を元帳として使用しても構いません。

実務では、仕訳帳を伝票制にして効率化を図ることが行われています。これらもまた正規の簿記として認められるものと考えられます。

一例として、仕訳帳を3伝票制にした帳簿組織による記帳等の流れを示すと次のようになります。





## 6 標準簡易帳簿をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳の方法

ここでは、以下、標準簡易帳簿(次に掲げる(1)から(5)の帳簿)をベースとする正規の簿記の原則に従った記帳方法の一例として、この標準簡易帳簿に加え、債権債務等記入帳(次に掲げる(6)から(10)の帳簿)を設け、全ての取引を記録する方法について説明します。

なお、消費税の区分経理の方法については、国税庁ホームページに掲載している手引き「帳簿の記帳のしかた」、「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド(令和元年6月)」などをご参照ください。

(取引例)

- 1/3 商品(日用品：単価 3,000 円)を 90 個売り上げ、現金 270,000 円を受け取った。
- 1/4 現金 180,000 円を〇〇銀行の当座預金に預け入れた。
- 1/5 〇〇商事から A 商品(日用品：単価 1,200 円)300 個を掛買いで仕入れた。
- 1/6 封筒を購入し、現金 2,500 円を支払った。
- 1/7 △△商会の売掛金 700,000 円を小切手で回収し、当座預金に預け入れた。
- 1/7 〇〇商事から 1 月 5 日に仕入れた A 商品 20 個を返品した。
- 1/12 △△商会へ B 商品(日用品：単価 2,500 円)200 個を掛売りで販売した。
- 1/14 △△商会から 1 月 12 日に売上げた B 商品 10 個が返品された。
- 1/16 □□商事から商品(日用品)を 300,000 円仕入れ、小切手で支払った。
- 1/18 商品(日用品：単価 1,200 円)を 50 個仕入れ、現金 60,000 円を支払った。
- 1/25 事業用の現金 200,000 円を生活費として家計に渡した。
- 1/25 買掛金 386,000 円の支払いのため、〇〇商事に現金 36,000 円を支払い、残りの 350,000 円は手形を振り出した。
- 1/25 △△商会の売掛金 400,000 円を手形で回収した。
- 1/28 受取手形 400,000 円が決済され、〇〇銀行の当座預金に入金した。
- 1/28 支払手形 350,000 円が決済され、〇〇銀行の当座預金から引き落とされた。
- 1/28 1 月分電気料金 45,000 円が〇〇銀行の当座預金から引き落とされた。
- 10/15 商品(食料品：単価 5,000 円)を 10 個売上げ、現金 50,000 円を受け取った。
- 12/20 12 月分電話料金 20,000 円が〇〇銀行の当座預金から引き落とされた。
- 12/28 受取手形 300,000 円が決済され、現金を受け取った。
- 12/28 支払手形 550,000 円の決済のため、現金 550,000 円を支払った。
- 12/28 △△商会の売掛金 250,000 円を現金で回収した。

### (1) 現金出納帳

事業用の現金の出し入れの状況を取引順に記載する帳簿です。

現金売上げや現金仕入れについて、売上帳と仕入帳をも兼ねています。

○年 月日	摘要	入金		出金		現金残高
		現金売上	その他	現金仕入	その他	
1 1	前年より繰越					292,300
1 3	現金売上(注) 日用品@3,000 90個	270,000				562,300
1 4	当座預金		(・預金出納帳に記載) ←	180,000		382,300
1 6	消耗品費 封筒		(・経費帳の消耗品勘定に記載) ←	2,500		379,800
1 18	現金仕入(注) 日用品@1,200 50個			60,000		319,800
1 25	事業主貸 生活費		(・特定勘定元帳の事業主勘定に記載) ←	200,000		119,800
1 25	買掛金 〇〇商事		(・買掛帳に記載) ←	36,000		83,800
10 15	現金売上※(注) 食料品@5,000 10個	50,000				540,000
12 28	受取手形		(・受取手形記入帳に記載) ←	300,000		672,772
12 28	支払手形		(・支払手形記入帳に記載) ←	550,000		122,772
12 28	売掛金 △△商会(・売掛帳に記載)		←	250,000		372,772
12 31		34,480,000	1,760,000	19,356,000	16,803,528	372,772
	内 8%対象(軽減)	50,000		0		→ 試算表に記載
	内 10%対象	34,430,000		19,356,000		
	内 免税	0		0		
	内 非課税	0		0		
	内 不課税	0		0		

・ ※は軽減税率対象

・ (注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。



## (2) 売掛帳

得意先ごとに口座を設け、商品などの掛売りや売掛金の回収の状況を記載する帳簿です。

次のような場合には、この売掛帳を利用して、それぞれの口座を設けて記載することができます。

- ① 商品を家事用に消費した場合
- ② 商品を事業用に使用した場合
- ③ 空箱の売却代金などの雑収入があった場合

### △ △ 商 会 殿

住所		電話( )					
○年 月日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高	
1	1	前年より繰越				1,172,000	
	7	当座預金	受取小切手当座入金	(・預金出納帳に記載)←	● 700,000	472,000	
	12	売上 (注)	B商品	200	2,500	500,000	972,000
	14	売上 (注)	B商品返品	△ 10	2,500	△ 25,000	947,000
	25	受取手形		(・受取手形記入帳に記載)←	● 400,000	547,000	
~~~~~							
12	28	現金	現金入金	(・現金出納帳に記載)←	● 250,000	1,348,000	
12	31				● 4,500,000	4,324,000 ● 1,348,000	
			うち8%対象 (軽減)		250,000		
			うち10%対象		4,250,000		
			うち免税		0		
			うち非課税		0		
			うち不課税		0		

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

→・試算表に記載

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

## (3) 買掛帳

仕入先ごとに口座を設け、商品などの掛買いや買掛金の支払の状況を記載する帳簿です。

### ○ ○ 商 事 殿

住所		電話( )					
○年 月日	品名	数量	単価	仕入金額	支払金額	差引残高	
1	1	前年より繰越				1,672,000	
	5	仕入 (注)	A商品	300	1,200	360,000	2,032,000
	7	仕入 (注)	A商品返品	△ 20	1,200	△ 24,000	2,008,000
	25	支払手形		(・支払手形記入帳に記載)←	● 350,000	1,658,000	
	25	現金		(・現金出納帳に記載)←	● 36,000	1,622,000	
~~~~~							
12	31				● 4,678,000	4,578,000 ● 2,034,000	
			うち8%対象 (軽減)		228,000		
			うち10%対象		4,450,000		
			うち免税		0		
			うち非課税		0		
			うち不課税		0		

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ合計転記するため、他の帳簿への個別記載を要しません。

→・試算表に記載

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

#### (4) 経費帳

仕入以外の事業上の費用を、租税公課、水道光熱費、旅費交通費、給料賃金などの科目ごとに口座を設けて記載する帳簿です。

費用の金額を現金で支払ったものとそれ以外のもの（例えば、小切手支払や現物給与など）とに区分して記載することになっています。

##### 消耗品費

○年 月日	摘 要		金 額	
			現 金	その他
1 6	現金	封筒	2,500	
12 31	(計)		378,000	
		うち8%対象(軽減)	0	
		うち10%対象	378,000	
		うち免税	0	
		うち非課税	0	
		うち不課税	0	

・合計して試算表に記載<

##### 損害保険料

○年 月日	摘 要		金 額	
			現 金	その他
3 31	事業主借	火災保険		105,000
12 31	(計)			105,000
		うち8%対象(軽減)		0
		うち10%対象		0
		うち免税		0
		うち非課税		105,000
		うち不課税		0

・合計して試算表に記載<

##### 通 信 費

○年 月日	摘 要		金 額	
			現 金	その他
12 20	当座預金	12月分電話料金		20,000
12 31	事業主貸	家事分除外	△120,000	
12 31	(計)			167,000
		うち8%対象(軽減)		0
		うち10%対象		167,000
		うち免税		0
		うち非課税		0
		うち不課税		0

・合計して試算表に記載<

##### 減価償却費

○年 月日	摘 要		金 額	
			現 金	その他
12 31	建物	店舗用建物		248,400
12 31	建物	店舗用シャッター		9,200
12 31	(計)			1,571,400
		うち8%対象(軽減)		0
		うち10%対象		0
		うち免税		0
		うち非課税		0
		うち不課税		1,571,400

・合計して試算表に記載<

##### 水道光熱費

○年 月日	摘 要		金 額	
			現 金	その他
1 28	当座預金	1月分電気料金		45,000
12 31	(計)			224,000
		うち8%対象(軽減)		0
		うち10%対象		224,000
		うち免税		0
		うち非課税		0
		うち不課税		0

・合計して試算表に記載<

(5) 固定資産台帳

事業用の減価償却資産や繰延資産について、原則として個々の減価償却資産ごとに口座を設けて、資産の取得及びその異動に関する事項などを記載する帳簿です。

木 造 店 舗

番号	取得年月日	平成△年 7月 1日	償却方法	旧定額法
種類 建物	所在	〇〇市△△町	償却率	0.046
	耐用年数	22年		

年	月	日	取得		本年分の 償却額	現在		備考	
			数量	価金額		数量	金額	事業専用 割合	必要経費 合算入額
○	1	1	43㎡	6,000,000		43㎡	4,882,200		
	12	31			248,400		4,633,800	100	248,400
	12	31		6,000,000	248,400		● 4,633,800		248,400

→・試算表に記載

店舗用シャッター

番号	取得年月日	平成〇年 9月 1日	償却方法	定額法
種類 建物（資本的支出）	所在	〇〇市△△町	償却率	0.046
	耐用年数	22年		

年	月	日	取得		本年分の 償却額	現在		備考	
			数量	価金額		数量	金額	事業専用 割合	必要経費 合算入額
○	9	1	1	600,000		1	600,000		
	12	31			9,200	1	590,800	100	9,200
	12	31		600,000	9,200		● 590,800		9,200

→・試算表に記載

(6) 預金出納帳

事業用の預金の出し入れの状況を取引順に記載する帳簿です。

〇 〇 銀 行 当 座 預 金

○年 月日	摘要	入金		出金		預金残高
		売上	その他	仕入	その他	
1	1					576,000
	4 現金		● 180,000			756,000
	7 売掛金		● 700,000			1,456,000
	16 仕入 (注)			300,000		1,156,000
	28 受取手形		● 400,000			1,556,000
	28 支払手形				● 350,000	1,206,000
	28 水道光熱費				● 45,000	1,161,000
12	20 通信費				● 20,000	1,183,000
12	31		● 9,856,000	● 3,562,000	● 5,687,000	● 1,183,000
				250,000		
				3,312,000		
				0		
				0		
				0		

(注) 印を付したものは、特定勘定元帳へ  
合計転記するため、他の帳簿への個別  
記載を要しません。

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

→・試算表に記載

### (7) 受取手形記入帳

手形の受取から決済までを記載する帳簿です。

○年 月日	摘 要		手形受入金額		満期日	手形決済金額	受手残高
	相手勘定	内 容	売 上	その他			
1	1						
	25	売掛金		400,000			0
							400,000
	28	当座預金				400,000	0
12	28	現金				300,000	0
12	31		300,000	1,400,000		1,700,000	0
		うち8%対象(軽減)	0				
		うち10%対象	300,000				
		うち免税	0				
		うち非課税	0				
		うち不課税	0				

→・特定勘定元帳の売上勘定に合計転記

### (8) 支払手形記入帳

手形の振出しから決済までを記載する帳簿です。

○年 月日	摘 要		手形振出金額		満期日	手形決済金額	支手残高
	相手勘定	内 容	仕 人	その他			
1	1						
	25	買掛金		350,000			0
							350,000
	28	当座預金				350,000	0
12	28	現金				550,000	0
12	31			2,700,000		2,700,000	0

→・特定勘定元帳の仕入勘定に合計転記

### (9) 特定取引仕訳帳

(1)現金出納帳、(2)売掛帳、(3)買掛帳、(6)預金出納帳、(7)受取手形記入帳及び(8)支払手形記入帳において記載できない次のような取引について記載する帳簿です。

- ① 期首期末の商品棚卸高の処理
- ② 事業上の経費を家事上の現金等で支払った場合の処理
- ③ 固定資産の購入代金が未払いとなる場合の処理
- ④ 商品を自家消費又は事業用使用した場合の処理
- ⑤ 減価償却の処理
- ⑥ 債権の貸倒れの処理
- ⑦ 事業用固定資産の損失の処理
- ⑧ 引当金及び準備金の処理
- ⑨ 家事関連費の全額を記帳した場合における家事分の金額を除く処理

※ 家事関連費とは、次のような費用のことをいい、家事分と事業分の区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分計算します。

- ① 店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用
- ② 水道料金や電気料金、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用

○年 月日	摘 要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 1	期首商品棚卸高	仕 入 (・特定勘定元帳の繰越商品勘定に記載)	3,705,000	繰越商品 (・特定勘定元帳の仕入勘定に記載)	3,705,000	
3 31	火災保険料1年分立替払い	損害保険料 (・特定勘定元帳の事業主借勘定に記載)	105,000	事業主借 (・経費帳の損害保険料勘定に記載)	105,000	
9 1	店舗用シャッター取付け	建 物 (・特定勘定元帳の未払金勘定に記載)	600,000	未 払 金 (・固定資産台帳に記載)	600,000	
~~~~~						
12 31	期末商品棚卸高	繰越商品 (・特定勘定元帳の仕入勘定に記載)	3,814,000	仕 入 (・特定勘定元帳の繰越商品勘定に記載)	3,814,000	
"	店舗用建物減価償却	減価償却費 (・固定資産台帳に記載)	248,400	建 物 (・経費帳の減価償却費勘定に記載)	248,400	
"	店舗用シャッター減価償却	減価償却費 (・固定資産台帳に記載)	9,200	建 物 (・経費帳の減価償却費勘定に記載)	9,200	
"	貸倒引当金の繰戻	貸倒引当金 (・特定勘定元帳の貸倒引当金繰戻勘定に記載)	64,460	貸倒引当金繰戻 (・特定勘定元帳の貸倒引当金勘定に記載)	64,460	
"	貸倒引当金の繰入	貸倒引当金繰入 (・特定勘定元帳の貸倒引当金勘定に記載)	74,140	貸倒引当金 (・経費帳の貸倒引当金繰入勘定に記載)	74,140	
"	家事分を通信費から除外	事業主借 (・経費帳の通信費勘定に記載)	120,000	通 信 費 (・特定勘定元帳の事業主貸勘定に記載)	120,000	

### (10) 特定勘定元帳

現金、売掛金、買掛金、預金、受取手形、支払手形、経費及び固定資産以外の勘定科目（売上及び仕入勘定を含みます。）の元帳として使用する帳簿です。

### 売 上

○年 月日	摘 要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
12 31	現金出納帳から			現 金	34,480,000	
"	売掛帳から			売 掛 金	4,500,000	
"	受取手形記入帳から			受 取 手 形	300,000	
"	損益へ	損 益	39,280,000			
			39,280,000		39,280,000	
	うち8%対象(軽減)		300,000			
	うち10%対象		38,980,000			
	うち免税		0			
	うち非課税		0			
	うち不課税		0			

→・試算表に記載

## 仕 入

○年 月 日	摘 要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 1	特定取引仕訳帳から	繰越商品	3,705,000			
~~~~~						
12 31	現金出納帳から	現 金	19,356,000			
	〃 買掛帳から	買 掛 金	4,678,000			
	〃 預金出納帳から	当 座 預 金	3,562,000			
	特定取引仕訳帳から			繰越商品	3,814,000	
	損益へ			損 益	●27,487,000	
		—	31,301,000	—	31,301,000	
	うち8%対象(軽減)		478,000			
	うち10%対象		27,118,000			
	うち免税		0			
	うち非課税		0			
	うち不課税		0			

→・試算表に記載

## 繰越商品

○年 月 日	摘 要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 1	前期繰越	—	3,705,000			
	〃 特定取引仕訳帳から			仕 入	3,705,000	
12 31	特定取引仕訳帳から	仕 入	3,814,000			
	〃 次期繰越			—	● 3,814,000	
		—	7,519,000	—	7,519,000	

→・試算表に記載

## 事業主貸

○年 月 日	摘 要	借 方		貸 方		備 考
		勘定科目	金 額	勘定科目	金 額	
1 25	現金出納帳から	現 金	200,000			
~~~~~						
12 31	特定取引仕訳帳から	通 信 費	120,000			
	〃 元入金へ			元 入 金	● 2,936,000	
		—	2,936,000	—	2,936,000	

→・試算表に記載

### 【事業主貸の役割】

次のような必要経費にならない家事上の支出や家事消費などは、「事業主貸」という科目で整理します。

- ① 事業用の現金を生活費として家計に渡した金額
- ② 決算整理において、家事関連費の中から家事分として必要経費から除いた金額
- ③ 決算整理において、家事用として使用する建物や自動車について、家事分として減価償却費から除いた金額
- ④ 事業用固定資産を売却（譲渡所得に該当する場合）し、譲渡損が出た場合のその金額など

## 事業主借

○年 月日	摘要	借方		貸方		備考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
3/31	特定取引仕訳帳から			損害保険料	105,000	
12/31	元入金へ	元入金	281,450			
			—	—	281,450	

→・試算表に記載

### 【事業主借の役割】

次のような事業主から受け入れた事業資金や預金利息などの事業以外の収入は、「事業主借」という科目で整理します。

- ① 事業主の家事上の現金等で支払った事業上の必要経費
- ② 事業用預貯金の利息
- ③ 事業用固定資産を売却（譲渡所得に該当する場合）し、譲渡益が出た場合のその金額など

## 元入金

○年 月日	摘要	借方		貸方		備考
		勘定科目	金額	勘定科目	金額	
1/1	前期繰越			—	8,762,460	
12/31	損益から			損益	3,983,920	
	事業主借から			事業主借	281,450	
	事業主貸から	事業主貸	2,936,000			
	次期繰越	—	10,091,830			
		—	13,027,830	—	13,027,830	

→・試算表に記載

### 【元入金について】

元入金は法人企業でいう資本金にあたります。

- ① 期末（12月31日）の元入金の金額は、期首（1月1日）の元入金と同額です。
- ② 翌期首（翌年分の貸借対照表の1月1日）の元入金は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{翌期首の元入金}} = \boxed{\text{期末の元入金}} + \boxed{\text{青色申告特別控除前の所得金額 ※}} + \boxed{\text{事業主借}} - \boxed{\text{事業主貸}}$$

$$10,091,830 = 8,762,460 + 3,983,920 + 281,450 - 2,936,000$$

※ 損益計算書の「青色申告特別控除前の所得金額」（15ページ参照）

(注) 1 翌期首の元入金は、翌年分の貸借対照表の期首の資産総額から期首の負債総額を差し引くことによって求めることができます。

2 事業開始初年度や白色申告から青色申告に変更した初年度の期首元入金については、資産の部の現金、預金又は車両運搬具等の減価償却資産（未償却残高）などの合計となります。



(1) 試算表の作成

試算表は、各勘定から残高を記載して貸借の一致を確認するために作成します。

残高試算表

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	372,772	買掛金	2,034,000
当座預金	1,183,000	借入金	2,290,000
定期預金	1,824,500	未払金	246,000
その他の預金	133,000	預り金	24,202
売掛金	1,348,000	貸倒引当金	74,140
棚卸資産	3,814,000	事業主借	281,450
建物	5,224,600	元入金	8,762,460
車両運搬具	185,000		
工具、器具、備品	575,300		
繰延資産	100,000		
事業主貸	2,936,000		
仕入	27,487,000	売上	39,280,000
租税公課	385,000	貸倒引当金繰戻額	64,460
水道光熱費	224,000		
旅費交通費	148,000		
通信費	167,000		
広告宣伝費	105,000		
接待交際費	163,000		
損害保険料	105,000		
修繕費	259,000		
消耗品費	378,000		
減価償却費	1,571,400		
福利厚生費	173,000		
給料賃金	2,625,000		
専従者給与	1,200,000		
利子割引料	128,000		
地代家賃	120,000		
雑費	48,000		
貸倒引当金繰入額	74,140		
合計	53,056,712	合計	53,056,712

貸借対照表へ  
移記します。

損益計算書へ  
移記します。

【試算表の貸借が不一致の場合】

試算表の貸借に不一致が生じた場合は、それまでの記帳等のどこかに誤りがあることとなるため、当年利益の金額が「貸借対照表」と「損益計算書」とでは一致しないこととなります。

試算表の不一致は、次のような方法で原因を解明して必要な補正を行います。

- ① 試算表の合計の計算誤りがないか検算します。
- ② 各勘定から試算表への記載誤りがないかチェックします。
- ③ 各勘定自体の貸借又は残高の計算を検算します。
- ④ 仕訳帳から元帳への転記が正しいかを調べ、記載漏れや二重転記等がないかチェックします。

(注) 試算表からでは仕訳そのものの誤りなどは発見できないため、取引の仕訳には十分な注意が必要です。



## (12) 損益計算書・貸借対照表の作成

試算表を元にして、損益計算書及び貸借対照表を作成します。

### 損益計算書

(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
仕 入	27,487,000	売 上	39,280,000
租 税 公 課	385,000	貸倒引当金繰戻額	64,460
水 道 光 熱 費	224,000		
旅 費 交 通 費	148,000		
通 信 費	167,000		
広 告 宣 伝 費	105,000		
接 待 交 際 費	163,000		
損 害 保 険 料	105,000		
修 繕 費	259,000		
消 耗 品 費	378,000		
減 価 償 却 費	1,571,400		
福 利 厚 生 費	173,000		
給 料 賃 金	2,625,000		
専 従 者 給 与	1,200,000		
利 子 割 引 料	128,000		
地 代 家 賃	120,000		
雑 費	48,000		
貸倒引当金繰入額	74,140		
青色申告特別控除前の所得金額	3,983,920		
合 計	39,344,460	合 計	39,344,460

### 貸借対照表

(令和3年12月31日)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現 金	372,772	買 掛 金	2,034,000
当 座 預 金	1,183,000	借 入 金	2,290,000
定 期 預 金	1,824,500	未 払 金	246,000
そ の 他 の 預 金	133,000	預 り 金	24,202
売 掛 金	1,348,000	貸 倒 引 当 金	74,140
棚 卸 資 産	3,814,000		
建 物	5,224,600		
車 両 運 搬 具	185,000		
工 具、器 具、備 品	575,300		
繰 延 資 産	100,000		
		事 業 主 借	281,450
		元 入 金	8,762,460
事 業 主 貸	2,936,000	青色申告特別控除前の所得金額	3,983,920
合 計	17,696,172	合 計	17,696,172

## 7 消費税及び地方消費税に関する事項の貸借対照表の記載方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に関する事項の貸借対照表への記載のしかたは、税抜経理方式の場合と税込経理方式の場合とで、それぞれ次のようになります。

### (1) 税抜経理方式の場合

仮受消費税等と仮払消費税等については、決算整理を行う必要があります。

貸借対照表には、仮受消費税等と仮払消費税等の差額（消費税等の納付税額又は還付税額）を仮受消費税が多い場合には未払金勘定に、仮払消費税が多い場合には未収金勘定として記載することとなります。

なお、仕入税額控除の対象とならない消費税額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものについて繰延経理をする場合には、翌年への繰延額を繰延消費税等として記載することとなります。

### (2) 税込経理方式の場合

税込経理方式の場合、貸借対照表には消費税等に関する事項は原則として記載されませんが、消費税等の納付税額又は還付税額について年末に未払金又は未収金として経理する場合には、それらの金額を記載することとなります。

※ 消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、未収入金に計上してその年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

### ○ 「高額特定資産を取得した場合の特例」について

簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産（※）の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の間、事業者免税点制度の適用や簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。

※「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）」をご覧ください。

### ○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化について

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産<sup>※1</sup>又は調整対象自己建設高額資産<sup>※2</sup>に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

### ○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率について

簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分は、第二種事業（みなし仕入率80%）に該当します。

## 8 青色申告特別控除Q&A

Q1

事業的規模でない不動産の貸付けによる不動産所得についても適用されますか。

A

不動産の貸付けが事業的規模で行われていない場合は、10万円の特別控除の適用は受けられますが、65万円又は55万円の特別控除の適用は受けられません。

ただし、事業的規模でない小規模な不動産の貸付けと事業所得を生ずべき事業を兼業している場合には、その人の不動産所得の金額及び事業所得の金額の計算上、65万円又は55万円の特別控除が適用されます。

(注) 1 山林所得については、10万円の特別控除のみの適用となります。ただし、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を兼業している場合は、それらの所得から65万円又は55万円の特別控除の適用を受けられます。

2 不動産の貸付けが事業的規模で行われているかどうかの判定は、1ページ【注1】を参照してください。

Q2

事業所得が赤字で、事業的規模でない不動産所得が黒字の場合は、65万円又は55万円の特別控除は適用されますか。

A

事業的規模でない不動産の貸付けとともに事業所得を生ずべき事業を兼業している場合は、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けられます。

したがって、この場合は黒字の不動産所得の金額から55万円を控除します。なお、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことで65万円を控除することができます。

(例)

	(控除前)	(控除)	(控除後)
不動産所得	700,000	550,000	150,000
事業所得	△200,000	0	△200,000

Q3

不動産所得及び事業所得が赤字で山林所得が黒字の場合は、65万円又は55万円の特別控除は適用されますか。

A

不動産所得及び事業所得が赤字の場合は、65万円又は55万円の特別控除の額は0となりますから、山林所得について10万円の特別控除の適用を受けることになります。

(例)

	(控除前)	(控除)	(控除後)
不動産所得	△100,000	0	△100,000
事業所得	△200,000	0	△200,000
山林所得	900,000	100,000	800,000

**Q4**

青色申告特別控除の適用を受けるには、何か手続が必要ですか。

**A**

65万円又は55万円の特別控除については、次の手続要件を満たさなければなりません。

- 1 その年分の確定申告書に、65万円又は55万円の特別控除の適用を受ける旨及びその適用を受ける金額の計算に関する事項を記載すること。
  - 2 65万円又は55万円の特別控除の適用を受ける場合は、その年分の確定申告書に、正規の簿記の原則に従った帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書を添付すること。
  - 3 その年分の確定申告書をその提出期限までに提出すること。
- ※ 令和2年分の確定申告からは青色申告特別控除（65万円）の適用要件が変更されています。詳しくは、II・IIIページをご覧ください。

**Q5**

何十年も前に取得したため取得価額の分からない土地については、貸借対照表には、どのような金額を記載すればいいのですか。

**A**

例えば、取得当時の時価や現在の固定資産税評価額等を参考にして、取得価額を合理的に推計します。

ただし、取得価額を推計して貸借対照表に記載した場合には、その推計計算等の内容を帳簿等に記録しておく必要があります。

**Q6**

貸借対照表で算定した青色申告特別控除前の所得金額と損益計算書で算定した青色申告特別控除前の所得金額が一致しない場合はどうしたらよいですか。65万円又は55万円の特別控除は受けられないことになるのですか。

**A**

貸借対照表で算定した青色申告特別控除前の所得金額と損益計算書で算定した青色申告特別控除前の所得金額が一致しない場合には、計算誤りや事業主貸・事業主借の計上漏れがないか、帳簿等を点検して一致させなければなりません。

しかし、点検をしても一致しない場合で、その原因が単純な計算誤り等軽微なものと認められるときは、当面は、その一致しない部分の金額を事業主貸又は事業主借として調整し、その事績を記録しておくこととしてもやむを得ないと考えます。

**Q7**

税務調査により申告漏れの所得があることが分かった場合には、65万円又は55万円の特別控除は取り消されますか。

**A**

期限内提出の確定申告書に添付された貸借対照表が継続的な記帳等に基づいて作成されたものである場合には、税務調査により申告漏れの所得があることが分かったからといって、直ちに65万円又は55万円の特別控除の適用を取り消されることはありません。

しかし、その貸借対照表が継続的な記帳等に基づいて作成されたものでない場合には、65万円又は55万円の特別控除は適用されません。

また、不正経理等があり、青色申告の承認が取り消されることとなった場合には、10万円の特別控除も含め、青色申告特別控除は適用されないこととなります。

**Q8**

2以上の業務を営んでいる場合、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるためには、全ての業務についての貸借対照表を確定申告書に添付しなければならないのですか。

**A**

65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるために確定申告書に添付すべき貸借対照表は、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業につき備え付ける帳簿書類に基づいて作成されたものとされています。このため、2以上の業務を営んでいる場合は、65万円又は55万円の特別控除の適用を受けるためには、少なくとも不動産所得及び事業所得を生ずべき事業に係る貸借対照表を添付しなければならないこととなります。

## ○ 電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することが可能です。

### ◆ 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

### ◆ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

### ◆ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ なお、令和4年1月1日以降に授受した電子取引に係る電磁的記録（例えば請求書を電磁的に授受した場合等）の保存方法について、紙出力保存をもって電磁的記録の保存に代える措置が廃止されました。詳しくは、国税庁ホームページの『電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）』をご覧ください。



## ○ 消費税の軽減税率制度について

### 1 消費税等の税率

軽減税率 8 % (消費税率 6.24% , 地方消費税率 1.76%)

標準税率 10% (消費税率 7.8% , 地方消費税率 2.2%)

※ 地方消費税率は、消費税の 22/78 です。

### 2 軽減税率 (8%) の対象

軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

① 飲食料品 (酒類及び外食を除きます。)

② 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

### 3 区分経理

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ (経費) について、税率 (軽減税率 (8%) ・標準税率 (10%)) ごとに分けて、記帳するなどの経理 (区分経理) を行う必要があります。

### 4 区分記載請求書等保存方式

軽減税率の対象となる売上げがある課税事業者の方は、税率ごとの区分等を記載した請求書等 (区分記載請求書等。22 ページ参照) の交付が必要です (免税事業者の方も区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。)

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です (区分記載請求書等保存方式)。

※1 令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) が始まります。インボイス制度の下では、「帳簿」及び税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」(登録事業者) が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス) 等の保存が仕入税額控除の要件となります。

2 登録事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」(登録申請書) の提出が必要です。登録申請書は、令和 3 年 10 月 1 日から提出可能です。

インボイス制度が始まる令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要があります。

なお、登録事業者は課税事業者として消費税の申告が必要となります。

## 5 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「青色申告決算書」では、売上（収入）金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」（23 ページ参照）等が作成できませんので、注意が必要です。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成する場合、事前に「課税取引金額計算表」（簡易課税制度の適用がある方は「課税取引金額計算表」の「売上（収入）金額（雑収入を含む。）部分」を記載して準備しておく、入力がスムーズです。

消費税等の経理処理等については 16 ページにも記載しています。

### ○ 軽減税率制度・インボイス制度に関するお問合せ先について

詳しくは、国税庁ホームページ内の特設サイトをご覧ください。



※ 軽減税率制度及びインボイス制度に関するご相談は以下で受け付けております。

**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料） **【受付時間】** 9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、つながります。

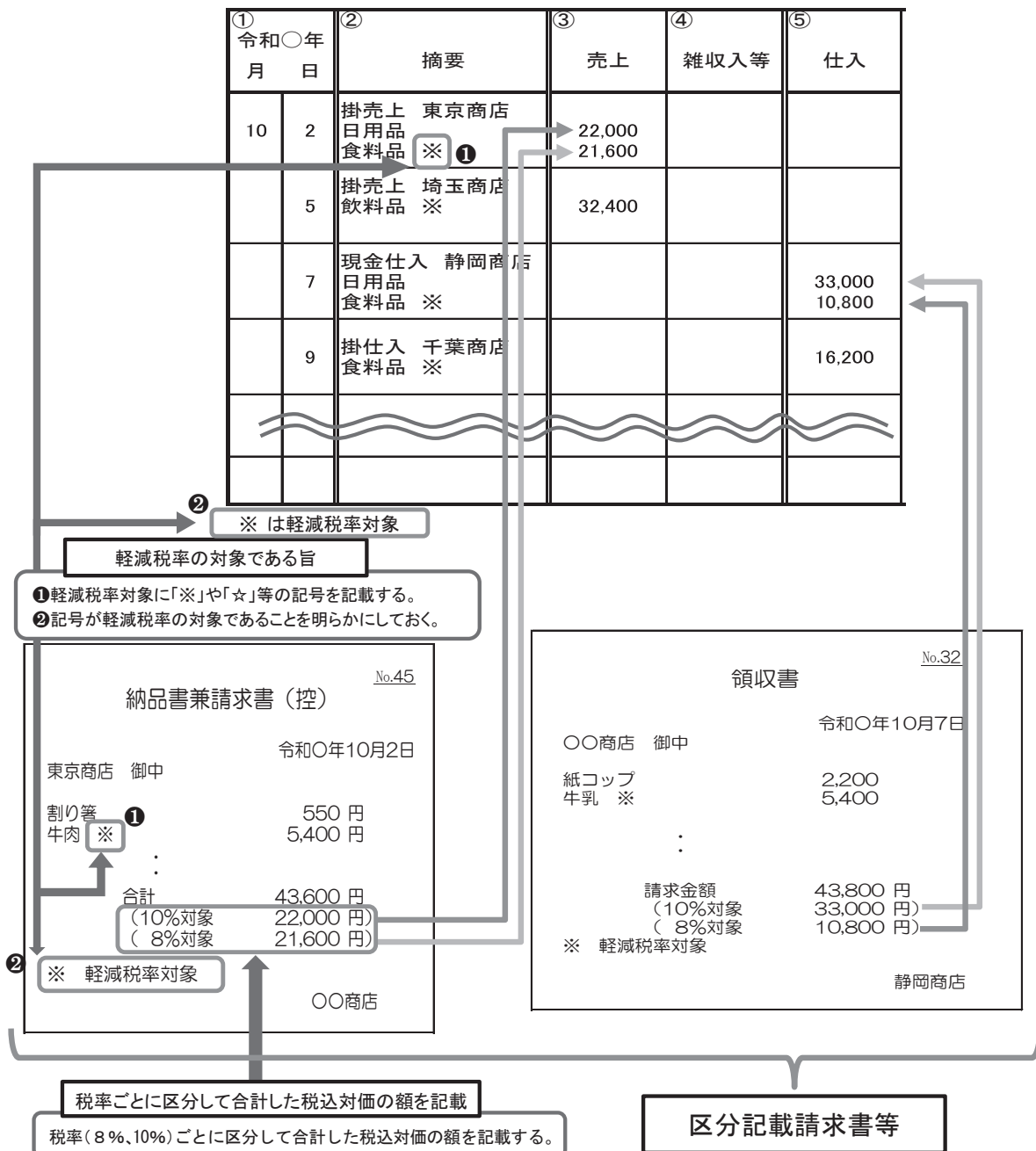
税務署の連絡先は国税庁ホームページでご案内しています。

## 区分経理の方法等について

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ（経費）がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額（税込み）を転記します。

### 【記載例】



（注）「軽減税率の対象である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいてこれらの事項を自ら追記することができます。



# 消費税の申告に当たって

消費税の申告書の作成に当たり、税率ごとに区分して記帳した帳簿等から「課税取引金額計算表」を作成します。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。

帳簿等から、次のとおり科目ごとの金額を「課税取引金額計算表」に記載します。

- ・ ①に帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
- ・ 8%（軽減税率）と10%（標準税率）に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・ 作成した課税取引金額計算表を基にして、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと消費税の確定申告書が自動計算で作成できます。

## 課 税 取 引 金 額 計 算 表

(令和 年分)

(事業所得用)

科 目	決 算 額	Aのうち課税取引 にならないもの (※1)	課税取引金額 (A-B)	うち軽減税率	うち標準税率
		B		6.24%適用分	7.8%適用分
	A	B	C	D	E
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	1 円	円	2 円	3 円
売上 原価	期首商品棚卸高 ②				
	仕入金額 ③				
	小計 ④				
	期末商品棚卸高 ⑤				
	差引原価 ⑥				
差引金額 ⑦					
経 費	租税公課 ⑧				
	荷造運賃 ⑨				
	水道光熱費 ⑩				
	旅費交通費 ⑪				
	通信費 ⑫				
	広告宣伝費 ⑬				
	接待交際費 ⑭				
	損害保険料 ⑮				
	修繕費 ⑯				
	消耗品費 ⑰				
	減価償却費 ⑱				
	福利厚生費 ⑲				
	給料賃金 ⑳				
	外注工賃 ㉑				
	利子割引料 ㉒				
	地代家賃 ㉓				
	貸倒金 ㉔				
	雑費 ㉙				
	計 ㉚				
差引金額 ㉛					
③+㉚					

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

# 青色申告決算書の作成は、 国税庁ホームページが便利です！

「確定申告」で検索し、「国税庁ホームページ」へアクセス  
損益計算書・貸借対照表の作成が簡単！

■ 決算書(一般用)の入力

入力する方法については、この画面の金額欄に直接入力する項目と、入力したい項目名をクリックし別画面により入力する項目とに分かれています。  
税理士等の報酬(25)及び震災関連経費(26)については、任意科目とのいずれかの選択を行い入力してください。  
科目欄が不足する場合、(30)の欄に入力しきれなかったものの合計額を入力し、科目名に「〇〇ほか」と入力してください。

損益計算書(自 1月 1日 至 12月 31日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	1	消耗品費	17	貸倒引当金	34
期首商品(製品) 棚卸高	2	減価償却費	18		35
仕入金額 (製品製造原価)	3				
小計(2+3)	4				
期末商品(製品) 棚卸高	5				
差引原価(4-5)	6				
差引金額(1-6)	7				
租税公課	8				

■ 貸借対照表(一般用)

次の各欄を入力してください。  
なお、入力欄が不足する場合、資産の部については事業主貸の上の欄に、負債・資本の部については事業主借の上の欄にまとめて入力してください。

貸借対照表(資産負債調)

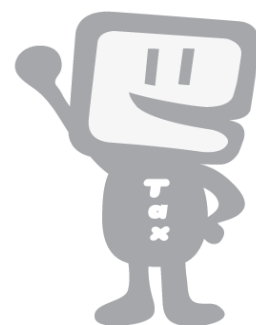
令和 〇年 12月 31日 現在

資産の部			負債・資本の部		
科目	1月 1日 (期首)	12月 31日 (期末)	科目	1月 1日 (期首)	12月 31日 (期末)
現金			前受金		
当座預金			預り金		
定期預金					
その他の預金					
受取手形					
売掛金					
有価証券					
棚卸資産					

自動計算のため、計算ミスがありません

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります

令和3年分の確定申告は、  
国税庁ホームページの  
「確定申告書等作成コーナー」から  
e-Taxで申告してみませんか？



## ● 作成コーナーの操作方法に関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

## ● 税務相談などに関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

確定申告

検索



# ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は  
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら  
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



仕事を休めない…



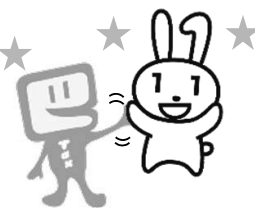
## 自動計算

画面の案内に沿って入力  
すれば税額まで自動計算



## 自動入力

マイナポータル連携や  
過去の申告データを  
利用して自動入力



## 自宅から

マイナンバーカード  
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

### ▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

税務職員ふたば

### ▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

